

平成27年度京都市立学校教員採用選考試験

大学・大学院推薦制度実施要項

京都市教育委員会

この要項は、大学・大学院及び教職大学院（短期大学を含む。以下、「大学等」）から京都市の教員として優れた実践力を発揮することが期待できる者を学長等（学部長以上の職）が推薦し、平成27年度京都市立学校教員採用選考試験において、第1次試験を免除する者を決定するために定めるものとする。

1 推薦の対象となる校種・教科

小学校（小学校英語教育推進コースを含む）、中学校（数学・理科・技術）、総合支援学校
※本要項における「総合支援学校」とは「学校教育法上の特別支援学校に該当する学校」を指す。

＜小学校英語教育推進コース＞

小学校における英語教育の一層の充実を図るため、以下の受験資格を有する方を対象として設置。第1次試験の個人面接及び第2次試験の模擬授業において「英語」に関するテーマとするなど、英語活用力をより重視した試験内容としている。また、第1次試験の個人面接については、通常の小学校区分と異なる配点としている（最大10点の加点）。なお、合否判定は、小学校区分全体で行う。

【受験資格】

小学校の普通免許状を有するか、平成27年4月1日までに取得見込みであることとともに、以下のいずれかの条件を満たすことを必要とする。

- ① 中学校英語又は高等学校英語の普通免許状を有するか、平成27年4月1日までに取得見込みであること。
- ② 実用英語技能検定準1級以上の資格を所有していること。
- ③ TOEFL 550点以上（iBTの場合は80点以上）の資格を所有していること。
- ④ TOEIC 730点以上の資格を所有していること。

※上記②～④の資格の有効期限はなし。過去に一度でも要件を満たせば該当するものとする。

2 推薦の対象となる大学等

（1）小学校

小学校教諭免許状取得のための課程認定を受けている大学等

（2）中学校（数学・理科・技術）

中学校（数学・理科・技術）教諭免許状取得のための課程認定を受けている大学等

（3）総合支援学校

特別支援学校教諭免許状（視覚・聴覚・知的・肢体不自由・病弱の5領域のいずれか）取得のための課程認定を受けている大学等

（4）上記の校種・教科の免許状取得のための課程認定を受けていない大学等の取扱い

上記の校種・教科の免許状取得のための課程認定を受けていない大学についても、隣接する校種の免許状取得のための課程認定を受けており、推薦を行う校種・教科の免許状取得のために他大学等と連携や協定を行うなどして、大学等として当該校種・教科の免許状取得のための取組を実施し、かつ学生の学業・諸活動の実績とともに当該校種・教科の教師としての資質・適性等を評価できると認められる際には、推薦の対象となる大学等として取り扱う。

3 推薦基準

以下の（１）から（７）までのすべての要件を満たす者のうち、学長等が推薦する者（以下「被推薦者」とする）。

- （１）京都市教育委員会が求める教員像にふさわしい資質・能力を有し、京都市立学校教員を第一志望とする者
- （２）平成２７年３月において上記の免許状取得のために対象となる大学等に在籍している、又は卒業（修了）見込みの者。ただし、平成２６年３月時点で当該大学等に１年以上在籍している場合に限る。
- （３）学業成績優秀であるとともに、部活動やボランティア活動等の実績が顕著である等、大学等における諸活動の実績が高く評価され、教員として優れた実践力を発揮することが期待できる者
- （４）小学校については昭和４２年４月２日以降に出生した者。中学校、総合支援学校については昭和４５年４月２日以降に出生した者
- （５）推薦の対象となる校種及び教科にかかる普通免許状を有する者又は平成２７年４月１日までに取得見込みである者。
なお、総合支援学校については、特別支援学校教諭免許状（視覚・聴覚・知的・肢体不自由・病弱の５領域のいずれか）とともに、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を有する者又は平成２７年４月１日までに取得見込みである者。
- （６）地方公務員法第１６条及び学校教育法第９条の欠格条項に該当しない者
- （７）自力により通勤ができ、介助者なしに教員としての職務が可能なる者

4 推薦の人数

- （１）教職大学院からの推薦人数については下記のとおりとする。

① 京都連合教職大学院の基本推薦人数

小学校、中学校、総合支援学校・・・校種を問わず、５名以内

② 教職大学院の基本推薦人数

小学校、中学校、総合支援学校・・・校種を問わず、２名以内

※①・②とも、小学校英語教育推進コース又は中学校又は総合支援学校への推薦を行うとき、身体障害者手帳の交付を受けている者を推薦するときは、それぞれ１名を加算できる。

- （２）教職大学院を除く大学等からの推薦人数（大学・大学院、短期大学を合わせた推薦総人数）について、下記のとおりとする。

① 小学校

ア 各大学等の基本推薦人数は１名とする。

イ 前年度の京都市立学校教員採用選考試験において小学校教諭の区分で１０名を超える在学学生が受験した大学等については、小学校の推薦人数に１名を加算できる。

ウ 前年度の京都市立学校教員採用選考試験において小学校教諭の区分で５名を超える在学学生が合格し、採用された大学等については小学校の推薦人数に１名を加算できる。

なお、合格者数には下記エによる合格者数を含む。

エ 前年度の京都市立学校教員採用選考試験における大学・大学院推薦制度において推薦された者のうち、小学校教諭の区分で３名以上が合格し、採用された大学等については小学校の推薦人数に１名を加算できる。

オ 小学校英語教育推進コースへの推薦を行うときは、小学校の推薦人数に１名を加算できる。

② 中学校

- ア 各大学の基本推薦人数は、数学・理科・技術を合わせて2名以内とする。
- イ 前年度の京都市立学校教員採用選考試験において中学校（数学・理科・技術）教諭の区分で3名以上の在学生在が受験した大学等については、中学校の推薦人数に1名を加算できる。

③ 総合支援学校

- ア 各大学の基本推薦人数は2名以内とする。

④ 各校種共通事項

- ア 京都市教育委員会が実施する「学生ボランティア」学校サポート事業の協定締結大学については、各校種の推薦人数にそれぞれ1名を加算できる。
- イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者を推薦する大学等については、その被推薦者を推薦する校種の推薦人数に1名を加算できる。

(注) 上記のいずれにおいても、一人の被推薦者を複数の校種・教科に推薦することはできない。

推薦人数一覧表

(単位:人)

	基本人数	学生ボランティア	身体障害者	受験者数実績	採用者数実績	大学推薦実績	小学校英語教育推進コース推薦	小以外推薦	推薦人数合計
京都連合教職大学院	5	—	+1	—	—	—	+1	+1	5～8
教職大学院	2	—	+1	—	—	—	+1	+1	2～5
教職大学院以外の大学等	小学校	1	+1	+1	+1	+1	+1	—	1～7
	中学校	2	+1	+1	+1	—	—	—	2～5
	総合支援学校	2	+1	+1	—	—	—	—	2～4

5 推薦申込手続等 **希望者は事前に豊中学生センターまで申し出て下さい**

(1) 提出書類 (⑤は該当大学等のみ提出)

- ① 志願書等提出書類（平成27年度京都市立学校教員採用選考試験実施要項（平成26年4月24日発表予定）10項に記載の提出書類ア～ウ。ただし、小学校英語教育推進コースの場合はエも併せて提出。被推薦者が自筆すること。）
- ② 学長等推薦書（別紙「様式1」を使用すること。）
- ③ 成績証明書（大学等所定の様式を使用すること。）
- ④ レポート（別紙「様式2」を使用し、被推薦者が自筆すること。「様式2」を複写したものを使用すること）
- ⑤ 身体障害者手帳の写し（氏名、生年月日、障害の種別及び等級が確認できる頁の写し。「4 推薦の人数」の(2)④イの取扱いを希望する大学等のみ提出)
- ⑥ 「2 推薦の対象となる大学等」の(4)の取扱いを希望する際には、推薦を行う校種・教科の免許状取得のための大学としての取組及び当該校種・教科の教師としての学生の資質・適性等の把握方法を示した資料を提出すること。（該当大学等のみ提出）

⑦大学推薦制度の誓約書(大学へ提出するもの)

《レポート課題》 以下の①及び②について、述べなさい

- ①京都市立学校の教員を志した動機や理由（京都市の教育施策へのあなたの考えとともに、希望校種・教科を志願した理由を記述しなさい）
- ②学力向上をはじめとして、子どもたちの生きる力の育成のために、教科指導の取組・改善と特別活動などの教科外活動や課外活動とをどのように関連付けて指導しようとするか
- ※①、②合わせて2ページ以上、4ページ以下で記述すること。

(2) 申込方法

~~大学等において上記(1)の提出書類を取りまとめ、封筒表面に「大学等推薦受験申込書
在中」と朱書きのうえ、簡易書留により提出すること。また、取りまとめを担当する部課名
及び担当者名、連絡先電話番号、メールアドレスを明記したもの（A4の用紙）を同封する
こと。~~

(3) 申込期限 **平成26年5月7日(水)までに豊中学生センターへ提出**

~~平成26年5月16日(金)消印有効~~

(4) その他

志願書には、推薦を受けた校種・教科を志願書の出願区分に記入すること。

また、推薦を受けた校種・教科以外の校種・教科を「併願1」以下の欄に記入することができるが、第1次試験の免除を認められた被推薦者については、推薦を受けた校種・教科のみを受験することができる。

6 第1次試験免除者の決定等

(1) 提出書類を審査し、第1次試験免除者を決定する。

(2) 第1次選考免除者の選考結果通知

6月中旬までに、大学等へ通知する。（被推薦者への結果通知を同封し、大学等から本人への結果の伝達を行うものとする。）

(3) 第1次試験の免除を認められた被推薦者

第1次試験の免除を認められた被推薦者には、第2次試験の「受験票」を7月14日(月)までに送付する。

(4) 第1次試験の免除が認められなかった被推薦者

第1次試験の免除が認められなかった被推薦者には、**一般受験者と同様の選考を1次試験から実施し、第1次試験の「受験票」を7月14日(月)までに送付する。**

また本要項の推薦による受験とは別に、推薦を受けた校種・教科以外も併願により受験することができる。

7 第1次試験免除者の試験日程

(1) 個人面接

平成26年7月19日(土)～21日(月)、26日(土)のいずれかの1日

(7月14日(月)までに本人に送付する受験票にて、実施日時を指定する。)

(2) 第2次試験

平成26年8月23日(土)、24日(日)の2日間

(一般受験者と同内容の試験を実施する。)

4頁の試験のうち、いずれか一つでも受験しなかった場合は、その時点で受験を辞退したものとみなし、平成27年度京都市立学校教員採用選考試験の受験資格を失うものとする。(体育実技については、身体等の事情により試験の欠席を認める場合がある。)

8 選考結果の発表

(1) 大学等への通知

被推薦者の第2次試験の合否結果(合格、補欠、不合格)は、平成26年9月下旬に通知する。

(2) 被推薦者への通知

合否に関わらず、平成26年9月下旬に郵送で通知する。

(3) その他

合格者の受験番号を京都市役所公用掲示場に掲示するとともに、ホームページでも発表する。

9 内定時期等について

合格者については、平成26年9月下旬に内定し、平成27年4月1日付けで京都市立学校教員として採用する。補欠者については、欠員状況に応じて採用される場合がある。

10 大学院進学者及び国際貢献活動派遣者への特例

第2次試験合格者が、合格した校種・教科の専修免許状取得を目指して、大学院へ進学する場合は、2年間(特に必要がある場合は3年間に限り)採用を猶予し、合格した校種・教科の専修免許状の取得を条件として、平成29年4月1日付け又は平成30年4月1日付けで京都市立学校教員として採用する。

また、第2次試験合格者が独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアの活動に従事する場合は、最大2年間採用を猶予し、平成28年4月1日付け又は平成29年4月1日付けで京都市立学校教員として採用する。

11 提出先及び問い合わせ先

京都市教育委員会事務局教職員人事課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話：075-222-3781 FAX：075-222-3759

Eメールアドレス [jinji@edu.city.kyoto.jp](mailto:jinja@edu.city.kyoto.jp)

ホームページ URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/>

京都市教育委員会様

推 薦 書

平成27年度京都市立学校教員採用選考試験大学・大学院推薦制度実施要項に基づき、
次の者を推薦いたします。

受験希望 校種・教科	
---------------	--

ふりがな 氏名		生年月日		性別	
大学名・学部・学科（研究科）					
卒業・修了 年月日	平成 年 月 日卒業・修了見込み	取得（見込） 免許状			

被推薦者に関する評価事項

項目	評価内容
教育に対する 熱意と使命感	
推薦校種・教科 に対する専門性	
教員としての実践 力・指導力を高め ることへの姿勢	
児童・生徒に対す る理解・指導力	
コミュニケーション 能力・協調性・社会 性など社会人として 求められる資質	
部活動やボランティ ア活動などの大学等 における諸活動実績	

被推薦者の学業に対する姿勢や、長所・特徴など参考となる事項・特記事項

--

平成 年 月 日

大学・職名・推薦者名

印

記載者 職名・氏名

印



誓約書

国立大学法人大阪大学

理事 東 島 清 殿

平成 年 月 日

学籍番号

氏名 ㊟

私は、_____公立学校教員採用選考試験の大学推薦制度に応募するにあたり、下記のことを誓います。

記

1. 大学推薦制度を利用して合格した場合、当該試験を実施した地方公共団体（教育委員会）に就職すること。
2. 大学推薦制度を利用して応募した採用選考試験は、受験を辞退しないこと。
3. 真にやむを得ない事情により、大学推薦制度を利用して応募した採用選考試験の受験を辞退する場合、必ず試験日前に大学及び当該試験を実施する教育委員会事務局に連絡、事情説明を行うこと。
4. 採用選考試験において面接試験が実施される場合、試験日前にキャンパスライフ支援センター キャリア支援ユニットにおいて面接指導を受けること。
5. 上記のことを遵守しなかったことが判明した場合、下記の推薦者とともに、学生部 学生・キャリア支援課に事情を説明すること。

【推薦者欄】

平成 年 月 日

氏名 ㊟